

平成 24 年 7 月 4 日（水）10:00～12:00

<事務局からの資料説明>

退職手当の支給率について

中間答申案について

1 主な論点

退職手当の支給率について

- ・ 退職手当の額が低ければ良いということではなく、尼崎市長としての重責を果たしてもらうための最低水準の保持は必要である。その中で、尼崎市の厳しい財政状況を勘案し、市長の退職手当の支給率については、中核市で最低の 100 分の 40 が妥当である
- ・ 副市長の退職手当の支給率は、市長の退職手当の支給率の 3 分の 2 を適用し、100 分の 27 が適当である。
- ・ 退職手当の支給率を、市長 100 分の 40、副市長 100 分の 27 とすることについては、市長と副市長の給料・期末手当を含めた総額の比較検証においても、現行と大きな乖離はなく、適当であると言える

中間答申案について

- ・ 副市長の退職手当の支給率についての考え方について、市長の退職手当の支給率の 3 分の 2 が先なのか、それとも給料・期末手当も含めた総額が市長の 7 割程度というのが先なのかが分かりにくいのではないか
- ・ 今回の答申は、平成 16 年当時の考え方を踏襲してはいるが、今回は今回の審議会としての考え方を答申として示していくべきである
- ・ 平成 16 年当時の提言において示された総額ベースでの「市長 10 に対して副市長 7」という比率については、今回の答申に記載する必要はないのではないか
- ・ 付帯意見として、「社会情勢の動向を注視しつつ、柔軟かつ適切に対応していくべき」との意見が付されたことの意義は大きいと思う
- ・ 検討資料を列挙する箇所については、カテゴリー別にする等、もう少し読み手に分かりやすい記載方法に修正が必要ではないか
- ・ 答申についても概要版を作成することはできないか

2 次回の開催へ向けて

本日の議論を踏まえ、本日提示した中間答申案を事務局にて微修正したうえで、再度各委員に個別に確認を行った後、当該中間答申に対するパブリックコメントを実施し、次回の審議会でも、パブリックコメントで出た意見を報告したうえで、それらを踏まえた最終答申をまとめることとなる。